

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 <b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	--

目 次	
告 示	ページ
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課) 1
公 告	
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い 手対策課) 1
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 1

-----  
**告 示**  
 -----

**高知県告示第699号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

土佐市谷地東（上）

（1） 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐市谷地字谷ノ上	410
2	〃 〃 〃	1267
3	〃 〃 字下屋敷	1276-1
4	〃 〃 〃	431-2
5	〃 〃 字クボタ	460-1
6	〃 〃 〃	435-1

（2） 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

-----  
**公 告**  
 -----

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成27年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- （1）ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高岡郡四万十町床鍋653番地4  
床鍋農事組合法人 代表理事 佐竹 薫
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高岡郡四万十町床鍋字熊野々原269番、字伊武田286番1、289番1及び289番2、字エンノシマ653番1、字白王ノ前1529番、字福造田1530番、字上新開1541番、字江ノ口1545番、1546番1、1546番2、1546番3、1551番及び1556番1、字大奈路1591番、字権現1603番1及び1603番2、字熊野1605番及び1606番、字仁井屋1620番、1623番及び1624番並びに字下モ谷1661番及び1662番
- （2）ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高岡郡四万十町黒石451番地  
当農支援センター四万十株式会社 代表取締役 中越 清年
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高岡郡四万十町床鍋字下モケ谷386番3及び1559番、字入レ子口894番、字白王ケ原1505番、字江ノ口1544番、字下鎌ゲタ1689番及び1693番、字靱野奈路1744番並びに字城屋舗1767番
- （3）ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
香美市土佐山田町宝町四丁目91番地4  
株式会社サカタ 代表取締役 坂田 悟郎
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高岡郡四万十町床鍋字江ノ口1550番、字船木野1565番、字大奈路1583番、1584番、1586番及び1590番、字堀越1633番1、1633番2、1633番3、1633番4、1634番1及び1634番2、字岡屋式1649番、1650番及び1652番、字三島野丸1753番並びに字沖ノ丸1784番

2 認可年月日

平成27年12月15日

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、にしとさ土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の

届出があった。

平成27年12月15日

高知県知事 尾崎 正直

|      |       |              |
|------|-------|--------------|
| 役名   | 氏 名   | 住 所          |
| (退任) |       |              |
| 理事   | 中脇 渉  | 四万十市西土佐長生269 |
| (就任) |       |              |
| 理事   | 竹村 光一 | 四万十市西土佐長生196 |